

第112回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（住基ネット諮問分）

1 開催日時

令和2年7月17日（金）13時28分～17時10分

2 開催場所

県庁舎議会棟1階A会議室

3 出席者

- (1) 審査会 会長 竹本 真紀（下記4の(5)及び(6)について審査回避）
会長職務代理者 森 雄亮
委員 加藤 徳子、香取 真理、河合 正雄
- (2) 事務局 総務部市町村課（下記4の(1)まで）
総務・行政グループマネージャー（副参事） 奈良 康明
総務・行政グループサブマネージャー（主幹） 馬場 宏志
総務部総務学事課（下記4の(2)から）
課長 川村 康昭
課長代理 木村 真一
情報公開・不服審査グループマネージャー（副参事） 成田 哲朗
（下記4の(5)及び(6)について退席）
情報公開・不服審査グループサブマネージャー（主幹） 倉光 快
情報公開・不服審査グループ主事 若井 麻紀
- (3) 青森県 総務部行政経営課（下記4の(1)まで）
自治体IT推進グループマネージャー（副参事） 柴田 金吾
自治体IT推進グループ主事 中嶋 東菜

4 案 件

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用・提供することができる事務の追加についての審査
- (2) 保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査（DV加害事実聴取記録等）
- (3) 行政文書不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査（担当者会議に係る文書）
- (4) 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査（あおり農商工連携ファンド助成事業採択文書等）
- (5) 行政文書一部開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査（政務調査費返還等履行請求事件に係る被告が裁判所に提出した準備書面）
- (6) 行政文書不開示決定処分に対する審査請求に係る諮問についての審査（政務調査費返還等履行請求事件に係る原告が裁判所に提出した準備書面）

5 概 要

会長 それでは第112回青森県情報公開・個人情報保護審査会を始めたいと思います。

本日は6件の諮問案件について審査を行うこととなります。はじめに、「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用・提供することができる事務の追加」の件について審査を行います。

配付資料等につきまして、事務局の方から説明をしてください。よろしくお願いいたします。

事務局 市町村課で住基ネットを担当しています馬場と申します。本日は、よろしくお願いいたします。恐縮ですが、このまま座って説明させていただきます。

事前に委員の皆様にお配りしております、「住基ネットシステムにおける本人確認情報を利用・提供することができる事務の追加の件」というラベルが付いている資料に基づいて説明させていただきますけれども、主に、「概要」と「資料1」のインデックスが付いている資料で説明させていただきます。

まず「概要」のインデックスの付いた資料ですけれども、令和2年度から国が高等学校等専攻科の生徒への修学支援制度を創設したことを受けまして、本県では、この修学支援の事務について個人番号を利用できるようにするための番号利用条例の改正を予定しております。これに伴い、この修学支援の事務について、本人確認情報も利用できるようにするため住基条例の改正を予定しています。

今回、この本人確認情報を利用できるようにするための、住基条例にこの事務を加える改正につきまして、住基法の第30条の40第2項の規定に基づきまして、この青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問させていただくというものになっています。

それでは「資料1」のインデックスが付いた資料をお開きください。

1 ページ目は、この審査会の位置づけですが、1つ目の○ですけれども、住基法では都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を置くこととなっています。

次の2つ目の○ですけれども、この審議会は、住基ネットに関しては県において個人情報保護に関する措置を講ずる必要がありますけれども、その際に行政機関が独断に陥らないよう外部からチェックし、意見を述べる機能を担うとされています。

3つ目の○ですが、本県では、この審議会を住基条例において、青森県情報公開・個人情報保護審査会としているところです。

2 ページをお開きください。本人確認情報を利用・提供することができる事務を住基条例に追加する改正を行う場合には、このページの①と書かれているところになりますけれども、これまでも青森県情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審査していただいております。今回も同様に諮問させていただくということです。

3 ページ目にお進みください。3 ページは、今回事務を追加する理由についてです。3 ページの②ですけれども、番号利用法で規定された事務、これを法定事務といいますけれども、法で規定された事務ですね、に加えまして、社会保障・税・災害対策分野に関する事務等であって、法定事務に趣旨・目的が類似するものについては、条例

で規定することで、個人番号の利用ができることとなっております。県では番号利用条例で、これらの事務、法定事務に対しまして独自利用事務といたしますけれども、これを規定しているところです。

事務の内容については後ほど説明いたしますけれども、この番号利用条例に独自利用事務を追加する条例改正を令和2年9月議会に提案する予定としています。

③ですけれども、個人番号利用事務の処理に当たっては、本人の実在性や同一性を確認するための拠り所として、当該事務の対象となるものの氏名・住所・生年月日・性別・個人番号等の本人確認情報を参照することができるようにする必要があります。従いまして、今回、番号利用条例に追加する事務につきまして、住基ネットでは本人確認情報の確認をできるようにするために、住基条例にも同じ事務を追加する必要があります。法律レベル、番号利用法と住基法では、このような関係になっておりまして、条例レベル、番号利用条例と住基条例になりますけれども、これらについても、これまで同様の整理をしております。

④でございます。個人番号利用事務については、情報提供ネットワークシステムを使って、他の行政機関や他の地方公共団体が保有する特定個人情報のやり取りを行うこと、これを情報連携といたしますが、この情報連携を行って、当該事務の事務処理に必要な情報を入手することによりまして、申請の際に提出していただいている添付書類等の省略が可能となります。

4ページにお進みください。今回、住基条例に追加する事務として、高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務、これが①として記載されておりますけれども、具体的には、令和2年度から家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるようにする一環として、国の経費補助を受けまして、都道府県が高校及び特別支援学校の専攻科、専攻科というのは高校及び特別支援学校の通常3年間の教育内容を基礎に、資格取得のために教育等を実施するものということなのですけれども、に通う低所得世帯の生徒に対して支援する制度が創設されたところでありまして、真ん中辺りの表の部分になりますけれども、このような授業料に係る支援、「授業料に係る支援」と、その下の「授業料以外の教育費に係る支援」と支援が2種類ありまして、授業料以外というのは、教材や学用品に対する支援ということになります。これらの支援を県で行います。

そして、当該事務について情報連携をすることによって、市町村の発行する課税証明書等の添付が不要となります。今までは、市町村に出向いて課税証明書を取って申請の際に添付してもらっていましたが、情報連携をすることによって、この課税証明書の添付が不要ということになります。

前述のとおり、社会保障・税・災害対策分野に関する事務等であって、法定事務に趣旨・目的が類似するものについては、条例で規定することで個人番号の利用ができることとされています。

5ページをお開きください。高校の通常3年間の支援措置、専攻科の前の最初の通常の3年間ですね。この支援措置については、番号利用法と番号利用条例において既に支援措置がなされておりまして、右上の「高等学校3年間の措置」と見出しが付いた囲みの部分になります。お配りした資料にも付けている法律なのですけれども、高

等学校等就学支援金の支給に関する法律というものがあって、法律レベルでの補助支援があるのですけれど、法律レベル以外の支援部分というのがありまして、これが私立高校の授業料の上乗せ支援部分です。私立高校の授業料については、一定レベルまでは法律による支援があるのですけれど、県では更に私立高校については授業料の上乗せ支援をしている部分と、後は、私立高校と公立高校の授業料以外の教育の支援部分、教科書代や学用品代の支援部分、これについては独自利用事務として番号利用条例の中に規定がありますし、住基条例の中にも規定があります。

ページが飛んで大変恐縮なのですけれども、住基条例については、この資料1の10ページでオレンジ色に塗ってありますけれども、ここが先ほど説明しました今現在、高校最初の3年間の生徒の支援措置の独自利用部分になります。

今回は、高校の通常3年間の支援措置が、その後の専攻科にも拡大されたことを受けまして、独自利用事務として専攻科についてもその延長を図るということになります。

なお、資料1の5ページに戻っていただきますけれども、右下の「県内高校専攻科」という見出しのついた囲みの部分になりますけれども、参考として県内の専攻科の設置状況について記載しております。令和2年5月1日現在、私立高校で3校、公立高校で2校。生徒数は215人となっています。

それでは6ページをお開きください。こちらは住基ネットの全体像を示した図になりますけれども、5月の特定個人情報保護評価の点検をしていただいた際に御説明いたしましたので、ここでの説明は省略いたします。

7ページをお開きください。7ページは情報連携の概要の概念図となっております。

8ページ、9ページは、関係法令の抜粋ということになっております。

そして10ページから12ページにつきましては、今現在の住基条例に規定されております独自利用事務を一覧にして記載しています。

13ページと14ページにつきましては、県の住基ネットの利用状況をまとめた資料になっておりますけれども、こちらも5月の特定個人情報保護評価の点検の際に説明いたしましたので、説明は省略いたします。審査の参考としていただければ幸いです。

説明は以上となります。それでは審査の方をよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

今、説明がありました内容につきまして、質問や意見がありましたら、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

特に質問とかは大丈夫ですか。そうすると、次は、事務の追加することが適当か、いやいや不適當かという話になるのですけれども、適当ということによろしいですかね。

河合委員 はい。

会長 それでは、審査会の意見としては、追加することが適当だと判断するわけですが、答申案について検討していきたいと思っておりますので、準備をよろしく願います。

たします。

[各委員に答申案を配付]

会長 よろしいですかね。今までも、事務が追加されるごとに審査会で審査をしております。先例といいますか、今まで追加が適当だと認めた場合には、この答申案に記載されているとおり、事務を追加することに異議がありませんということで、その追加する事務が記載されるというかたちで判断してきているのですけれども。この内容で答申するというのでよろしいでしょうか。

森委員 はい。

会長 それでは、この内容で答申するというので進めていきたいと思います。後の手続は事務局の方で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうすると、この案件だけは、説明していただく事務局の担当が違いますので、ここで、この案件については終了にして、事務局の交代がありますので、5分程度、50分ぐらいまで休憩したいと思います。

どうもありがとうございました。